

申 立 書

1 家計急変事由

以下の項目に該当するものすべてに☑をしてください。

また、該当する事由に応じて（*）の書類等（裏面参照）を提出してください。

☐減収

☐失職（離職）

☐被災

（*収入見込証明書等）

（*離職票等）

（*罹災証明書、減免後の課税証明書等）

☐死別・離婚

☐疾病

☐その他（ ）

（*戸籍全部事項証明書等）

（*診断書等）

2 申立内容

枠内に保護者等の家計急変に至る事由を記入してください。

（いつから、どのような理由で、保護者等の収入にどのような影響があったのか等）

【例】保護者等2人ともに家計急変事由（失職、疾病）がある場合

（申請者名）は2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震の影響により勤めていた会社が倒産し、8月から収入がなくなった。現在は再就職しているが、昨年度に比べて給与が低く、今後しばらくは収入が回復しない見込み。

（配偶者名）は2026年7月28日に発生した令和8年熊本地震により負傷し（傷病名）と診断された。10月末まで休職のため減収する。

申請者氏名

年 月 日

会社名

代表者名

印

※ 収入減及び疾病等による休職の場合は、お勤め先に証明を受けてください。

※ 個人事業主の方は、代表者として証明をしてください。

家計急変事由別の添付書類例

☐ 減収

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・(給与所得者の場合)家計急変後の給与所得見込証明書(減収が発生した月から向こう1年間分)(※)
提出できない場合は、家計急変後の会社発行の給与明細(減収が発生した月から3ヶ月分)
- ・(事業所得者の場合)急変後向こう1年間の事業所得見込証明書(※)及び直近の確定申告書のコピー
※減収の発生が前年の場合、今年の1月から12月の(給与・事業)所得見込証明書を提出してください。

☐ 失職(離職)

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額及び扶養親族の人数が確認できるもの)
- ・離職票2又は雇用保険受給資格者証(離職日、離職区分(離職コード)が確認できるもの)
※対象離職区分(離職コード)
1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)
なお、上記の離職区分以外でも、病気やけがを原因とした失職は、疾病で申請できることがあります。
- ・離職後に再就職している場合は、会社発行の給与見込み証明書(向こう1年間分)
提出できない場合は給与明細(3ヶ月分)

☐ 疾病による減収・失職

減収又は失職と同様の提出書類に加え、以下を提出してください。

- ・診断書(※)又は通院の事実がわかる書類(3ヶ月分)
※診断名、就労困難期間(R8.8月～R8.12月等具体的な期間。回復の目的が立たない場合はその旨を記載してあるもの)

☐ 死別・離婚

- ・申立書
- ・所得課税証明書(個人用で控除額が確認できるもの)
- ・扶養親族全員の人数、年齢が確認できるもの(保険証等)
- ・戸籍全部事項証明書(親権者と子が確認できるもの)
※家計急変後の所得を確認する書類は不要です。

☐ 被災

- ・申立書
- ・所得課税証明書
※減免前と被災に伴う減免後の2種類
- ・罹災証明書

家計急変の事由や内容によって、必要な書類は異なります。
家計急変での申請を検討されている方は、高等学校等へお尋ねください。
上記以外にも書類の提出を依頼する場合があります。